

2024年12月25日

大阪市水道事業管理者
水道局長 谷川 友彦 様

大阪市水道労働組合
執行委員長 鮫島 慎治

「2024年度産別基本要 求・職場改善要 求」申し入れについて

水道・下水道・ガス事業の発展をめざし、全力でご奮闘されている貴職のご努力に、心からの敬意を表します。

私たちは全日本水道労働組合に結集し、地域社会の基盤を担うライフラインの現場で、労働者としての誇りと責任をもって、昼夜を分かたず精一杯の努力を傾注しているところです。

水道・下水道・ガス事業に対する地域住民の期待は益々高まっています。私たちは、住民の衛生的な生活を守り、地域の安全・安心と生産活動を支えてきました。また近年頻発している災害にあっては、その応急対策や復旧の仕事において、長年にわたって培った「現場の力」を発揮して働いてきました。

能登半島地震では水道・下水道施設が重大な損壊を被り、地域住民の「いのち」の糧である水の供給や排水処理の停止が余儀なくされ、住民の生活や地域の生産活動が危機にさらされました。被災地にあって、私たちの多くの仲間が懸命に応急給水や施設の復旧に取り組んできたところであり、「水」が使えることの重要性和、水道・下水道に働く労働の公共性と重要性があらためて認識されています。

水道・下水道・ガス事業が、地域住民の信頼と期待に応え、安全・安心な事業として円滑に運営され、「現場の力」が発揮されていくためには、そこに働く労働者の労働条件が確保され職場環境が十分に整備されなければなりません。

しかし、事業の現場ではいぜんとして人員の不足が続いており、また諸物価の急激な上昇が続く中で、私たちの生活は大きな影響を受けています。先に人事院は月例給および一時金の引き上げを勧告しましたが、月例給の改善は若年層に重点に置いたものとなっています。中堅・ベテラン層においては仕事への不安は大きく、生活は厳しさを増しています。

このような中で私たちは、これまで以上の賃金の引き上げをはじめとした労働条件や雇用の改善、職場環境の改善を求め、そして労働者の権利確立と公共サービスの確立を求めます。

貴職におかれては、水道・下水道・ガス事業とそこに働く労働の重要性をあらためて認識し、当該労働組合と誠実な労使交渉を行い、別紙の2024年秋季産別基本要
求の実現にむけて、最大限の努力を尽くすことを強く求めるものです。

2024 年度産別基本要 求 ・ 職 場 改 善 要 求

1. 賃 金 ・ 諸 手 当 に 関 す る 要 求

- (1) 次年度の給与及び一時金の改定にむけて実質生活を改善するため5%の賃金水準引き上げを行うこと。また、賃金引き上げの配分については、近年の物価上昇の影響が大きいことから、全組合員へ物価上昇分の引き上げを行うこと。
- (2) 特殊勤務手当については、業務の特性を踏まえて維持するとともに、必要な新設・増額をはかること。
- (3) 水道事業に従事する委託民間労働者の賃金及び労働条件の内容を明らかにするとともに、向上をはかること。合わせて、ILO94 号条約（公契約における労働条件）をふまえ、公契約条例の制定を市当局へ積極的に働きかけること。
- (4) 水道事業を支える組合員の働きがいや、やりがいを持てるよう給料表の改善を行うこと。特に最高号給に到達している職員に対しての改善を行うこと。
 - ①昇格枠とりわけ水道局企業職給料表(1)の3級昇格枠の拡大をはかること。
 - ②水道局企業職給料表(2)の2級昇格条件の改善及び枠の拡大をはかること。
 - ③55歳以上の昇給停止を見直すこと。
 - ④号給延長などの給与水準の改善を行うこと。
- (5) 課長代理級・係長級に対する管理職手当及び統括手当の新設を行うこと。
- (6) 各種資格・免許所有者に対する手当の新設（代替措置含む）と有資格者の確保を行うこと。
- (7) 事務・技術職員の月途中の異動に伴う交通費の支給方法の改善を行うこと。もしくは、異動日を従前の5月1日に戻すこと。
- (8) 交通用具を使用しての通勤手当の改善を行うこと。

2. 労 働 条 件 に 関 す る 要 求

- (1) 年間総労働時間を早期に1,800時間に短縮するため、次の事項の実現をはかること。
 - ①超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
 - ②超過勤務縮減をはかるため、時間外割増率を50%、休日割増率を100%に引き上げること。
 - ③年次休暇の取得を積極的に促進すること。
 - ④労働時間短縮のための必要な人員確保をはかること。
 - ⑤休憩・休息時間について、職員の拘束時間の延長とならないよう留意しつつ、拡充・

整備をはかること。

(2) 各種休暇制度を新設・拡充し、総合的な休暇制度を確立すること。

①病気休暇・休職制度の運用改善をはかること。また、現行の休暇制度・職免制度の改善を行わず、災害など緊急時における特別休暇、家族看護休暇、リフレッシュ休暇及び有給教育休暇（リカレント休暇）など休暇制度の新設・改善をはかること。

②子育て、看護、介護などの休暇制度・職免制度について充実をはかること。具体的には育児職免については継続して実施し、小学校就学以降も朝夕で職免が取れる制度への拡充をはかること。なお、小学校就学以前に利用できる制度についても就学以降も利用できる制度へ変更を行うこと。

③子育て、看護、介護などの休暇制度・職免制度については、祖父母として孫の育児等のために取れる制度の新設をはかること。

④災害時など緊急時や、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症のまん延における、幼稚園、保育園及び小学校などの臨時休業または、その他事情により、子の世話を行える特別休暇や職務免除などの制度の充実をはかること。

(3) 男女平等・共同参画のための諸施策を推進し、女性の権利確立や環境整備をはかること。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

①女性職員の採用・登用拡大をはかること。

②育児休業・介護休暇制度の改正を踏まえ、妊娠・出産・育児・介護に関わる制度の改善を行うこと。合わせて、これを実施できる環境（要員の配置）を整備すること。

(4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、各種ハラスメント防止に向けた雇用管理上講ずべき措置について協議の上実施すること。また、いわゆるカスタマーハラスメント（お客様・消費者によるハラスメント）についても、相談体制及びハラスメントを受けた職員の救済について協議すること。

(5) 職員の健康管理体制の充実に向け、また近年の休職者の実態もふまえ、メンタルヘルス対策のより一層の充実をはかること。特に、心の健康の保持・増進の観点から職場における勤務環境の改善をはかること。

(6) ワークライフバランス推進の取り組みとして、リモートワーク制度の積極的利用や時差勤務制度の活用促進が行われているが、これらの制度利用ができない職種、職場もあることから、誰もが利用できるような対策を講じること。

さらに、リモートワーク時に自宅PCからアクセスする「リモートビュー」の使用ができる端末台数が限られているので、全端末が対応できるよう対策を講じること。

- (7) 業務委託等を行う場合は、社会的な公正労働基準の遵守を必要条件とするとともに、業務の継続性を確保しつつ当該職員への丁寧な説明を行うとともに、職員の負担とならないようにすること。
- (8) 改正障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用を促進するとともに、必要な職場環境の整備をはかること。
- (9) 「職員基本条例」に基づく人事考課制度における相対評価による給与反映は即時廃止すること。また、人事評価制度については、公平・公正性、透明性、客観性、納得性を確保し、組合員の十分な理解の下に人材育成のための制度となるよう検証・改善を行うこと。
- (10) 人事異動については、安定的な業務遂行ができるよう一定の配慮も踏まえ現状の職場実態に見合った異動を行うこと。現行の配置替え基準に記載されている配置替え対象者（事務・技術職4年以上・技能職配属期間5年以上、）を原則とし、おおむね4分の1（事務・技術職員）、5分の1（技能職員）の配置替えを守ることを目的とした、特別な事情もなく対象となる配属期間に到達していない職員の配置替えをすることないように運用すること。また、技能職の配置替え基準に関する実施要領に記載されているように、各職場の業務状況及び業務執行体制における課題並びに職員への教育、訓練の達成状況等について各所属長から意見聴取等を行い、各職場実態を十分把握して一定の配慮も踏まえて異動を実施すること。
- (11) 病気休職や昇格による欠員が生じた場合、年度内に人員の補充がなく欠員分の業務を担当職員全員で行い組合員に負担が増えることとなることから、組合員の負担を軽減できるよう柔軟な人員補充を含めた人員体制の構築などの改善策をはかること。
- (12) 水道センター職員の勤務労働条件の改善のため変則勤務制度を早急に見直すこと。
- (13) 技術職員の勤務労働条件について
- ①ATC庁舎の一部の所属については、業務量と人員数の割合が合っていないところがあり、慢性的な超過勤務により有給休暇を取得しづらい状況となっていることから、労働条件の改善をはかること。
 - ②水道センターについては、定年退職以外での離職や病欠者が発生した場合の人員の余裕がなく超過勤務に依存する状態が続いている。当局が進める超過勤務削減やワークライフバランスの積極的な推進と並行して新規採用等により人員の確保を行い適切な職場人員の確保をはかること。
 - ③水道センター給水装置グループについては、業務量と人員体制があっていない状況が長期間続き、結果として多くの組合員がサービス残業を行うこととなった。以後、業

務の見直しが行われているが、依然として長時間労働が続いていることから、業務量にあった人員体制の見直し等職場の改善を行うこと。

- ④浄水場の技術職員については、2022年4月に行われた浄水部門の組織再編により、人員体制と業務の移管が行われたものの、人員と業務のバランスが悪く、一部の職員への負担となっていることから、早急に改善をはかること。

(14) 技能職員の勤務労働条件について

- ①欠員による職員の労働条件悪化とならないよう定数確保すること。
- ②水道センター工事部門については、採用凍結により技術の継承が厳しい状況となっている。変形労働制の導入理由であった超過勤務縮減によるワークライフバランスの実現についても、現状は昼間人員が不足する結果となっている。また、緊急時や災害発生時の他都市応援の派遣についても、技術や知識を有している人員が少なくなり応援体制の確保が難しくなっている。職場実態に即した人員のあり方を再検討し職員の負担を軽減すること。
- ③給水装置工事グループについては、業務量と人員体制があっていないことを理由として業務の委託化を進めているものの、依然として業務量にあった人員体制ではなく、労務管理をする職員（所属統括・部門統括）が現場出勤することが多い現状となっている。職場実態に即した人員のあり方を検討し職員の負担を軽減すること。

- (15) 水道センター庶務グループの人員体制については、ベテラン職員が退職していく中、新規職員が若干名採用されているが十分ではなく、職場が先細りする事は明白と考える。業務の継続には技術や知識の継承が不可欠であり若手職員が必要であることから、人員の増員と勤続年数や職歴等加味した適切な職場バランスを保てるように改善をはかること。

また、東部水道センターにおいては、給水装置工事グループの庶務業務も管轄としているが、他のセンターと人員体制がほぼ変わらない。職場実態に即した人員のあり方を検討し、過度な労働条件とならないよう適切な対応をはかること。

(16) 災害時の通勤等の在り方について

- ①災害時など緊急時における交通費の自己負担の解消に向けた対応をはかること。
- ②災害発生時の職員の安全を確保するための宿泊等を含めた移手段を確保すること。
- ③公共交通機関の計画運休時による通勤方法や休暇のあり方、業務のあり方を早急に示すこと。

- (17) 大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規定の中で、基準日（6月1日・12月1日）に各種休業、停職、専従許可職員、休職の職員については、支給対象外

職員となっている。特に懲戒処分による停職については、処分により給与の一部減額が行われている中で、一時金の不支給は二重処分となるため、支給対象外職員から外すなど、規程の改善を行うこと。

(18) 職場での熱中症対策について

当局の熱中症対策として、熱中症への注意喚起やリスクのある業務場所については電動ファン付き作業服貸与をしてきているが、近年の猛暑はその対応だけでは、熱中症を避けることができず水分補給が行いやすい環境整備なども含めた新たな熱中症対策について検討し対応すること。

3. 水道事業に関する基本的要求

- (1) ライフラインとして生活に欠くことができない水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。
- (2) 料金改定検討にあたっては、逡増制料金体系を基本に、事前に労働組合に情報提供すること。
- (3) 水道事業はライフライン事業であり、法の趣旨に沿って事業目的を達成するために、これ以上の業務委託・人員削減を行わないこと。合わせて、事業体自らが財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。

また、施設を災害・震災から守るための施策を講じること。そのために必要な労使協議を行うこと。

①事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。

ア. 安心・安全の水道事業を持続するために新規採用を含む人員計画を明らかにし、労使協議を行うこと。

イ. 技術基盤の低下を招くような人事交流は実施しないこと。

②既に委託化した事業についても、実態を検証し、必要な再直営化を行うこと。

③施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施すること。これに合わせた人員を確保すること。

④業務実態に基づく人員配置を行うとともに、人員の見直しに伴う勤務労働条件については十分な労使協議を行うこと。

⑤事業の統合、広域化などの事業のあり方の根幹となる課題については、運営基盤の強化、公共サービスの向上のために十分な労使協議を行うこと。

⑥業務の委託化や機構改革による業務の移管について、近年情報提供時に説明を受けた内容と大きく乖離し労働条件に著しい変更が生じた。業務の委託化や移管について

は、当該職場の職員には十分な説明と準備期間、引き継ぎ期間を設けるとともに、十分な労使協議を行うこと。

(4) 利用者・住民、労働組合などの参画と情報提供

水道事業は住民の共有財産であり、事業を健全に発展させるために、事業のビジョン策定などにかかわって、利用者・住民が共同意思決定に参画できる仕組みづくりを進めること。また、労働組合は事業を推進する上でのパートナーであり、事業に関する情報を積極的に提供するとともにその活動を十分保障すること

4. 震災及び原子力発電所事故に伴う放射能汚染に関する要求

(1) 震災等に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。

- ①この間の震災等を教訓に、災害時の体制確立と合わせ、事業計画・業務執行体制を見直し、技術継承・人材育成の検討、適切な人員体制を確立するための労使協議を行うこと。
- ②今後の災害応援へ向けて「災害時等の緊急派遣に関する協定」などの労働協約の協議を行うこと。
- ③災害時における応急給水用バルーンや自家発電設備と燃料の備蓄などの重要性が指摘されており、実効性のある対策を講じること。
- ④災害派遣職員も含め、職員のメンタルヘルス・ケアを行うこと。
- ⑤ボランティア休暇の拡大を行うこと。

(2) 原発事故に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。

- ①原発事故により水道水中に放射性物質が検出されたことは安心・安全の水道事業にとって重大なことである。引き続き、放射能汚染のモニタリングを関係機関とともに行うこと。
- ②原発事故は、今後も何時何処で起きるかわからない。職員の緊急避難を含め、地域の実情に合わせた原発事故緊急体制の整備・徹底をはかること。

(3) 再生可能エネルギーへの転換について

大量の電気エネルギーを消費する水道事業においては、再生可能エネルギーへの転換は重要な責務である。浄水場における、再生可能エネルギーや省エネルギー対策に向けた検討を行うこと。

5. その他各職場等に関する要求

要求内容	項目	理由
水道局庁舎（ATC）の空調設備の拡充 【継続課題】 （本庁ブロック） 全分会	安全衛生	水道局庁舎の二酸化炭素濃度がビル管理法の基準である 1,000/ppm を超える測定箇所があり、庁舎安全衛生委員会の課題として取り上げている。感染症のまん延が問題視される昨今においては、安全衛生の観点から、常時、基準を超える測定値が観測されることのないよう、早急な改善を求める。
冬季における空調設備の修繕・増強等 （本庁ブロック） 経理・管財分会	安全衛生	経理課、企画課、DX 推進課及び職員課の空調設備が ATC 管理の別系統となっており、温度調整が柔軟に行えない現状である。このため、特に冬期には他所属に比べ暑かったり寒かったりという状況があるため、設備の修繕、増強等の改善を求める。
3 浄水場内の作業環境の改善 （蛍光灯の LED への変更） （浄水ブロック） 全分会	安全衛生	各施設内の蛍光灯について、玉切れ頻度が多く交換が追い付いていない。地下階は蛍光灯が切れていると真っ暗で足元が見えず交換も危険を伴う。交換作業も高所となるため危険を伴うため、交換頻度を減らすため LED への交換を求める。
第 2 浄水管理場設備関係 第 2 浄水管理場 1 階男性用トイレ洋式への更新 【継続課題】 （浄水ブロック） 浄水分会	安全衛生	現在 1 階にある男性用大便器は 3 台中 2 台が和式であり、和式については使用されていない状態である。腰痛や膝痛など疾患の持つ職員もいる中、移転当初より職場人員が増えて使用が重なることもある為、全台洋式に更新するよう強く要求する。
柴島浄水場下系高度処理棟水質計器室及び上系高度処理棟水質計器室へのエアコン設置 （浄水ブロック） 浄水分会	安全衛生	水質計器や水質測定結果への影響を考えると水質計器室内温度は常に一定であることが望ましく、とりわけ夏場は高度棟内の地上階は室温及び湿度が高くなりがちである。 また水質計器室では水質測定や計器校正また試薬調合など、業務も多く長時間滞在することがあるため熱中症対策としても環境整備を求める。 （現状下系にスポットクーラーが 1 台あるが対処しきれない状況）
第 3 薬液ポンプ室の地下階への換気設備の設置 （浄水ブロック）	安全衛生	地下室では GAC の品質試験等の作業を行っているが、湿気等で保管品にカビが生えるなど、非常に環境が悪い。作業員の健康への影響も気にな

浄水分会		る。現状は仮設のピット用排風機を使用して排気しているが、早急に換気扇を設置する等措置の実施を求める。
調査実験室新実験棟への空調設備の設置 (浄水ブロック) 浄水分会	安全衛生	新実験棟では長時間作業を行うが、夏場は室温が40度を超えるため早急に空調設備の取り付けを求める。
庭窪浄水場高度棟水質計器室の作業環境の改善 【継続課題】 (浄水ブロック) 庭2分会	安全衛生	水質計器や水質測定結果への影響を考えると、水質計器室内温度は常に一定であることが望ましく、とりわけ夏場は高度棟内の地上階は室温及び湿度が高くなりがちである。また、水質計器室では、水質測定や計器校正、試薬調合など業務も多く、長時間滞在することがあるため、熱中症対策としてもエアコン設置を求める。 現状、スポットクーラーは2台あるが、2台目を運転するとブレーカが落ちるため、2台使用に必要な措置を求める。
喫煙所の環境整備の改善 ①照明設備を設置 ②スポットクーラーの設置 ③コンセントの設置 (浄水ブロック) 庭2分会	安全衛生	①現在ソーラー式の人勧センサーが設置されているが、日照時間が短い冬場はすぐに消えるためソーラー式でない照明設備の設置を求める(夜間の休憩時は真っ暗な状態となっている。) ②夏場は10人以上で使用している中で3方が囲まれているため風通しが悪く、非常に暑くなるので、スポットクーラーの設置を求める。 ③照明、スポットクーラー設置の為にコンセントの設置を求める。
庭窪浄水場の木作業所の環境改善(エアコン及び換気設備の設置) (浄水ブロック) 庭1分会	安全衛生	夏場の木作業場の室内温度が高く、熱中症になる可能性があるため、エアコン及び換気設備の設置を求める。
高度処理棟水質計器室の清掃 (浄水ブロック) 庭2分会	安全衛生	高度処理棟を除く各水質計器室は清掃業者が行っているが、高度処理棟だけが入っていない。ゴミ出しを含め、高度処理棟についても清掃対象に含めることを求める。

<p>木工作业場の作業環境の改善 【継続課題】 (浄水ブロック) 豊野分会</p>	<p>安全衛生</p>	<p>本来スラッジ等にあった作業場が更新工事に伴い地下の車庫スペースに移転となったが、本来部屋ではなかった通路の一部であった為、照明・電源が少なく空調・換気設備がない。</p> <p>木工作业は粉塵を伴うので健康的に作業できるように環境整備の改善を強く求める。</p> <p>根本的な解決として適した場所への移転先を探しているが、豊野浄水場は建屋が少なく現行適した場所がない。一方で硫酸ばんど・苛性ソーダの貯蔵設備の新設工事が予定されており、工事完了後は現行の薬液注入機室は不要となる。その建屋は耐震・水道・電源・換気に問題が無いため、工事完了後に木工作业場として使用できるよう求める。</p>
<p>豊野浄水場高度棟水質計器室の作業環境の改善 (浄水ブロック) 豊野分会</p>	<p>安全衛生</p>	<p>豊野浄水場の水質計器室は電気のインバータ室内に間借りする形で作られており、ドアを開けるとインバータ盤の排熱が入り夏場は35度を超える。そんな中で計器の分解清掃などで長時間滞在することも多い。現状スポットクーラーを設置しているものの部屋が広く役に立っていない上に、水質測定時には試薬飛散や振動による計測結果への影響のため使用していない状況にある。安全に作業を行える様に環境改善のためエアコンの設置を求める。</p>
<p>設備保全センター工場群作業場へのエアコン設置 (浄水ブロック) 保全分会</p>	<p>安全衛生</p>	<p>現状、作業時はスポットクーラーを置いているが、作業人員が多く、慢性的に台数が足りない状況にある。今年の夏に作業場の温度測定を行った結果、ほとんどの日で熱中症の危険が高まる31℃以上を記録し、最高で37℃を超える結果となったため、エアコンの設置を強く要求する。</p>
<p>執務室におけるフロアマットの張り替え、修繕 (水道センターブロック) 東部 庶務配管・東部維持分会</p>	<p>安全衛生</p>	<p>建て替えから年数が経っており、フロアマットの破れ等、劣化している箇所が顕著にでており機能していないため、改善を求める。</p>
<p>ロッカー等、無倒防止用突っ張り棒の設置 (水道センターブロック) 東部維持分会</p>	<p>安全衛生</p>	<p>有事の際の職員に対する安全対策として転倒防止に係る必要な措置を求める。</p>

物干し場の増設 (水道センターブロック) 東部維持分会	安全衛生	ファン付き作業服など、乾燥機に適さない局被服を干すための場所の確保を求める。
3階女子トイレの窓の日除け設置 (水道センターブロック) 給水装置分会	安全衛生	東部水道センター3階の女子トイレにおいては、日差しがきつく、夏場は室内の温度が高温になるため、日よけ等必要な対策を求める。
欠員補対応に伴う補填手当の新設 (本庁ブロック 全分会)	労働条件	病気休職や昇格による欠員は年度内に人員の補充がなく、欠員分の業務負担を当該担当の職員が負うこととなり非常に煩雑となるため、補填分の手当の創設等を求める。
冷却ベストの導入 (浄水ブロック) 浄水分会	被服関係	空調服だけでは昨今の酷暑には対応できないため、被服として冷却ベストの導入を求める。
夏作業服(上下)及び冬作業服(下)の改善 【継続課題】 (水道センターブロック) 全分会	被服関係	現場対応時の相手方名刺、個人の免許証、携帯電話等、しゃがんで作業する際にポケットから落とす事がある。そのため作業服のポケットについては、ボタン型ではなくファスナー型への変更を求める。(夏作業服の上下のポケット、冬作業服ズボンのサイドポケットをファスナー型に変更)
作業服等のサイズの統一及び試着、採寸の再導入 (水道センターブロック) 全分会	被服関係	現在支給されている作業服はメーカー(契約業者)によって寸法にばらつきがあるため、各サイズの統一と試着を要望する。また空調服にSサイズがなく、サイズを選択肢の範囲も広げてほしい。 契約業者によって寸法のバラツキがありデータだけでは寸法の詳細が不明で、特に別寸希望者では、規定サイズから個人調整(規定寸法の増減)を入力する場合、誤差も生じやすいことから、別寸を希望する職員への採寸の再導入を求める。
防寒着の仕様変更 (水道センターブロック) 全分会	被服関係	現在の防寒着は防寒性が低く、丈の長さも中途半端なため作業に支障をきたしやすいので、防寒着の仕様変更を求める。
電動ファン内蔵作業服の生地の改善と予備バッテリーの確保 (水道センターブロック) 全分会	被服関係	現在、支給されている空調服に関しては、一定の効果は得られたものの、生地自体が厚すぎているなど、長時間着用などの場合、効果が得にくい。現場の声や実際使用する職員の意見等も聞き取りながら、生地や形状などの改善を求める。ま

		た、現状支給されているバッテリーでは、長時間の使用が困難であり、猛暑の時最大風量で使用を行うと半日しかもたないため、共用予備バッテリーの確保を求める。
電熱作業服の導入 (水道センターブロック) 全分会	被服関係	近年の環境変化が激しく、夏は猛暑・冬は酷寒と現場ではたらく職員にとっては非常に厳しいものであるため、電熱作業服の導入を求める。
スニーカー型安全靴の支給 (安全靴貸与対象職場すべての分会)	被服関係	現在の長靴型安全靴は、採用から長年仕様が変わっていないなかで、業務内容は大きく変化している。車両の運転や掘削を伴わない現場等には実用性・機動性が高いスニーカー型安全靴の貸与を求める。
半袖作業服 (Tシャツ・ポロシャツ等) の貸与 (水道センターブロック) 全分会	被服関係	昨今の猛暑の中、室温を下げるわけにもいかず、長袖の作業服では執務室内の作業が厳しい。熱中症対策もふまえ、半袖の作業服の貸与を求める。
車両の安全装置、便利機能の設置 (車両を配置している全分会)	車両関係	車両事故の際、運転者及び同乗者のみの責任ではなく局側も事故防止に努める必要があるため、バックモニター、自動ブレーキ等法的に設置しないといけないものが搭載した車両への更新を求める。 また、給水装置グループは遠方の現場へ行くことが多いため、カーナビゲーションと技術職使用車両へのETCの設置を求める。
軽バンの配車 【継続課題】 (浄水ブロック) 維持分会	車両関係	現在使っている車両はトラックタイプの為、雨天時の荷物運びが大変です。機械器具が濡れないように運搬するために軽バンを求める。 浄水部門の組織再編前は所属が保全センターであり、トラックタイプと軽バンの両方が使用できていたが、所属が柴島になってから軽バンが使用できなくなっている。
軽バンの増車 (調査実験室1台・浄水管理室1台) (浄水ブロック) 浄水分会	車両関係	現状、調査実験室には車両がない為、庶務から車両を借りているが、採炭、採砂作業や荷物運搬の使用頻度が高い為、作業効率を考えると車両の配置が必要であるため調査実験室への車両1台の配車を求める。 また浄水管理室には現状2台あるが、上系・下系の点検に加えて養生作業等の移動時に車両が足りていないため増台を求める。

<p>電動自転車の配車 (浄水ブロック) 浄水分会</p>	<p>車両関係</p>	<p>柴島浄水場上系より下系への移動手段が車及び自転車であるが、車がすべて使用時に自転車移動で日に何度も往復となると時間もかかり職員の負担も大きい。業務効率の観点から電動自転車を要求する。また夜間勤務は場内が通れず、移動距離が長くなる。また免許を所持しない職員のためにもお願いしたい。</p>
<p>業務時間外の外線入電でのガイダンス案内などの対応 (本庁ブロック) 給水・配水分会</p>	<p>その他</p>	<p>給水課においては、業務終了直後のお客さまからの入電対応 (給水装置グループの案件も多くあり連絡先の案内をしている) を行う事がある。勤務時間外の外線入電により、予定外の超過勤務が発生しないよう業務終了後に自動ガイダンス案内を行うなどの対応を求める。</p>
<p>水道局庁舎内での携帯電話電波状況の改善 (本庁ブロック) 全分会</p>	<p>その他</p>	<p>水道局庁舎内においては主に NTTdocomo など電波状況が悪い状況が続いている。災害時等は私物の携帯電話を使用する場面もあることから、電波状況の改善を求める。</p>
<p>柴島浄水場、大宮門及び中央通りの門への小門を設置 (浄水ブロック) 浄水分会・維持分会</p>	<p>その他</p>	<p>夜間勤務時の安全性も考慮して、場外通行を最小限に抑えるため設置を求める。</p>
<p>携帯電話の追加 (浄水ブロック) 浄水分会</p>	<p>その他</p>	<p>現場出動の班が多く、連絡に使用する携帯電話が足りず、自身の携帯電話を使用せざる得ない時があるため増台を要求する。</p>
<p>柴島浄水場維持管理と維持設備の詰所における全てのブラインド交換 (浄水ブロック) 維持分会</p>	<p>その他</p>	<p>経年劣化により紐が摩耗し切れたり、ブラインドが斜めになったりとブラインドとしての機能を有していないため、買い替えを求める。</p>
<p>庭窪浄水場管理棟事務所の電子レンジの増台 (浄水ブロック) 庭1分会</p>	<p>その他</p>	<p>現状、電子レンジは1台あるが、職員が20人ほどいるため、昼休憩時には混雑してまともに使用出来ない状況にあるため、増台を強く要求する。</p>
<p>庭窪浄水場管理棟の自転車置き場への自転車スタンドの設置 (浄水ブロック) 庭2分会</p>	<p>その他</p>	<p>置き場が決まっていない為、後から駐輪する際に置きにくく、見た目にも整理されていない様に見える。また、風が強い日には横倒しになるなどにより自転車の劣化も激しいため、自転車スタンドの設置を求める。</p>

<p>営業端末の増設 【継続課題】 (水道センターブロック) 全営業分会</p>	<p>その他</p>	<p>業務内容の追加等により 更なる端末の使用頻度があがるものの、物理的に台数が不足しているため増設を求める。(今年度からは、CSV 出力されるようになった帳票や各種データを加工するなど、これまで以上にオンラインシステム端末で処理する内容が増えたため。)</p>
<p>複合機 (コピー機) の増設 (水道センターブロック) 西部維持分会</p>	<p>その他</p>	<p>西部水道センターは、他の水道センターと違い、各フロアに1グループとなっており、各フロアに1台ずつ配置されている。しかし、各フロアの職員数は異なり、維持管理グループは職員数に対し台数が不足しており、コピーやスキャン時に並ぶ状況にあるため、増設を要望する。</p>
<p>職員のロッカー室の長椅子の増設 (水道センターブロック) 西部維持分会</p>	<p>その他</p>	<p>着替えをする際に使用する長椅子が人数に対して少ないため増設を要望する。</p>
<p>加湿器の消耗部品の購入またはリース化 (水道センターブロック) 西部維持分会</p>	<p>その他</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から加湿器が購入されたが消耗部品の交換や清掃はされていないため部品の交換またはリース化を要望する。</p>
<p>PC 用電子地図の導入 (水道センターブロック) 全分会</p>	<p>その他</p>	<p>現在、使用している住宅地図 (ゼンリン) をスキャンして使用しているが、本来は複写禁止の紙媒体であり、問題があるため電子地図への変更を求める。すでにクリアウォーターでは使用しており、書類作成の効率化が計れる。</p>
<p>デジタルカメラの買い替え及び増台 (水道センターブロック) 全分会</p>	<p>その他</p>	<p>現在使用しているデジタルカメラは10年以上前のもので故障しているものもある。また給水装置グループには3台しかなく、業務上支障があるため、買い替え又は増台を求める。</p>
<p>職場用携帯のスマホ化及び台数、アプリの充実 (LINE の導入) (水道センターブロック) 全分会</p>	<p>その他</p>	<p>使用している携帯電話はガラケーが多く、地図アプリ等の導入ができないため、スマートフォンへの変更を求める。</p> <p>また、能登への復旧支援においては、職場用のスマートフォンを持ち出していたため、職場で台数不足が生じたことから、スマートフォンの増台を求める。</p> <p>加えて、能登への復旧支援においては、情報連絡に有用なLINEを活用しており、私物端末を利用することとなった。ITを活用した業務を進め</p>

		<p>ている当局として、一般的に広く使用されているLINEを業務に導入することは、業務の効率化や簡素化につながるため、業務用のスマートフォンへのLINEのダウンロードを求める。</p>
<p>技術職用携帯電話の導入 (水道センターブロック) 給水装置分会</p>	<p>その他</p>	<p>現在、技術職員専用の携帯電話がなく、自身の携帯電話を利用する場合もあることから、導入を求める。</p>